

第六十三回 参議院商工委員会會議録第二十二号

(三四四)

昭和四十五年五月十三日(水曜日)
午前十一時十七分開会

常任委員会専門 菊地 拓君

出席者は左のとおり。
理事

委員

大谷藤之助君
川上 為治君
近藤英一郎君
竹田 現照君
赤間 文三君
井川 伊平君
植木 光教君
細木 亨弘君
平泉 涉君
八木 一郎君
山本敬三郎君
阿具根 登君
大矢 正君
小柳 勇君
林 虎雄君
浅井 亨君
矢追 秀彦君
田岡 哲也君
須藤 五郎君
海部 俊樹君
宮澤 喜一君
内田 芳郎君
高橋 淑郎君
馬場 一也君

本日の会議に付した案件

○電気工業の業務の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(当面の石炭対策樹立に関する件)

○中小企業等協同組合法の改正に関する請願(第一一三五号)

○震害補給金開示に関する請願(第一七九二号)

○特許法等の一部改正案反対に関する請願(第四二四八号)(第四二四九号)(第四三六二号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

〔理事大谷藤之助委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

電気工業の業務の適正化に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。竹田君。

○竹田現照君 最初に、この法律案の目的が、電気工作物の保安の確保ということになっておりますが、この保安の確保では、電気事業法あるいは電気工事士法あるいは電気用品取締法などがありまして、それぞれ規制をされておりますが、ここにこの電気工事士法で電気工事士の資格を持つ者でなければ電気工事はできないことになっていて、保安の確保を目的とした業法というものをさらに新しくつくらなければならないという積極的な理由というものは必ずしもないように思いますが、この点について提案者とそれから通産省の考え方をまずお尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(海部俊樹君) 御指摘のように、この法律の目的は電気工事によって一般用電気工作物の保安の確保に資するというのが目的でございますが、工事士法のほうでは電気工事に携わるものの資格とその権限をきめた法律でありまして、業としていままでは何ら規制の対象になっておりませんので、全然違う次元から電気保安の確保をはかるのに役立つものである、こう確信をして提案をした次第でございます。

○政府委員(馬場一也君) ただいま提案者でございます海部先生のほうからのお答えのとおりでございます。まして、電気保安にしましては電気工事士法、電気事業法あるいは電気用品取締法、それぞれございまして、特に電気工事士法は電気工事の作業に従事する人間の資格をきめた法律でございますが、通常電気工事士はだれかに雇用されておるといふ実態でございますので、この法律は、その雇用するほうの電気工業の営業について一定の法規制をしよう、こういうことでございます。従前の各種の法律とあわせてまして電気保安の元々を期するという意味でこの法律が必要である、かように考えております。

○竹田現照君 この法律が成立しますと、電気工事をなす業者は登録することになります。電気工事は建設工事に必ず付帯する業務であります。この建設業法が適用されることに、そういう場合はなっております。そうすると、いま建設委員会にかかっています建設業法の改正案ですか、これは工事別に登録するようになっていくようにすけれども、そうしますと、この法律と建設業法の改正案との、何と云うんですか、ダブる面、こういう問題が出てくるとすると、建設業法全体から見て、これはちよっとおかしくしてしまふようになつてくるんじゃないか、そういうふうな考えますけれども、その点はいかがですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) 建設業法との関係は、衆議院の審議の段階でも一番議論になったところでございますが、一つだけ申し上げますと、建設業法で規制を受けております電気工業というものは五十万円以下の工事でございます。私どもが当初この法案を出します前に、建設省の方々といろいろお話をいたしまして、いまの一般の家庭の電気配線工事は大体一万円から二万円程度の配線工事が多いわけでありまして、しろうとである家庭の電気、それを安全に確保するために建設業法の工事価格を一万円もしくは五千円ぐらいまで下げていただければ、建設業法において保安の確保がなし得るとあるいは言えるかもしれない、五十万円以上の工事のみを規制いたしておりますので、工事の中ではきわめて大規模なものであります。比較的大規模なものは建設業法のほうで規制を受けておりますけれども、五十万円以下の、ことばをかえて言うならば、一般家庭の電気工事というものは規制の対象になっておりませんので、ここが一つの盲点ではなからうか、こういうことでお話を進めまして、建設業法との間に二重登録とか、必要以上の不利益がないようにこの法案の中でも話し合いをいたしまして、そのような条文を、建設業者に対する奨励等もつくって、二重規制には絶対にならないような配慮をいたしております。

○竹田現照君 いまお答えがありました建設業法では、五十万円以下の一般用電気工作物の工事の請負業者は建設業法の法律上の規制を受けない、それでこの法案では五十万円以下の電気工作物の工事をなす事業者が規制、適用を受けます。そういう意味ではあれですか、五十万円以下の工事を扱う業者のよりどころには確かにこの法律ではなるかもしれないが、五十万円以下の工事の保安確保にそのことがつながるのかどうか、五十万円以下の工事の保安責任の所在というものはどこで明らかにするのか、その点ちよっと私も疑問です。その点はどうですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) そのために、ただい

ても非常に減るであろう、こういうことが期待されるわけでございます。当初その不良率が五%より激減いたしますならば、それだけ早く通電が出来ますし、需要家の非常な便宜になるわけでございます。電気工事がうまく行なわれるというメリットはそういうところにあるんじゃないでしょうか、かように考えております。

○竹田現照君 この法律で言うところの電気工事者としての登録と、建設業法で言うところの電気配線工事としての登録というのはどういうふうに違うのですか。

○政府委員(馬場一也君) 建設業法に基づく建設業、つまり建設業法の中の一つとしての電気配線業と申しますか、その登録は建設業法の中にございます。それから電気工事業としての登録制はこの法律に規定されておるわけでございます。しかしながら、先ほどのお答えにもありましたように、建設業法のはうは五十万円以上の分しか登録にかかわらしておりませんので、五十万円以下の電気配線業につきましては、それは建設業の一環として行なわれる場合でも、そちらの法律で登録を要しませんので、この法律で専断的に登録をする、こういうことになりまして、それから向こうの法律で五十万円以上のものは登録をいたしますので、その分につきましては、この法律で二重登録をしないで、届け出をいたしますればこの法律で登録があったものとして取り扱うことにいたしておるわけでございます。

○竹田現照君 この法律ができることによって、一般の需要者というのはどういう利益を受けることになるのですか。あるいはまた電気工事者がこの法案によって登録をすることによってどういうメリットがあるのか、この点はどうか。これは海部さんから伺います。

○衆議院議員(海部俊樹君) 大ざっぱなことを提案者のほうからお答えしたいと思えます。

第一は、御承知のように議論に出ましたが、一般の国民というのはやはり電気工事に関しては知識がないものと判断しなければなりませんし、そ

の人が、工事をするとき等において専門の知識を有する工事を指揮監督して誤りなくやるということとはなかなか期待することがむずかしい、この判断いたしましたので、電気工事店のはうにその責任を持てという規制をして義務を負わせる、そういうことによって一つの法ができる、こう考えました。

それからもう一点は、これは衆議院の委員会段階で野党の皆さんの強い御要請をいただいてつけ加えた案文であります、消費者保護ということも大切でありますので、消費者保護基本法のたしか十五条だっと思いますが、苦情処理の規定等がございますけれども、そういったもの等もこの法案の中に織り込んだほうがいいということで、消費者苦情処理的なものもこの法案の中に織り込んでありますので、粗悪工事をやられればなしという消費者の不利益が救われることになりました。そういったことを全部あわせて、火災になつてはいけない、漏電事故を防ぐという、こういう状況の先取りみたいなことに役立つのではないかと、こういうふうな利益があると、こう判断しております。

○竹田現照君 外国の場合、屋内配線等の一般用電気工作物の保安確保、それをほかるためにどのような立法措置というものは行なわれているのかどうか、おわかりでしたらひとつ……

○衆議院議員(海部俊樹君) 私の調査に誤りなければ、外国でもいろいろ行なわれておりました。特に国会図書館等へ行って私調査してまいりましたが、ピンからキリまでということばがあります、極端な例をとりますと、たいへんシビアな例もございます、アメリカのマサチューセッツ州の州法というのによりまして、電気工事士になろうとするための受験資格そのものが同一市町村に

ます五年以上住んでおるということ、それから専門の電気工事の学校を卒業してから三年以上実務に携わってから初めて工事士の受験資格ができるということになっております。そうして工事士のライセンスをもらっただけでは営業できないわけ

でありまして、工事士のライセンスを持つてから今度営業のライセンスをとって、おののそれを一年ごとに更新しておるとい、たいへんきびしい例もございます。あるいはまたドイツ等におきましては、工事士の試験というものは年齢制限をしておるとか、あるいはイギリスでは経験年数がある程度要求するとか、各国においてさまざま、まちまちでありますけれども、試験制度をもつてやっておくことは世界の諸外国に例がずいぶんございます。

○竹田現照君 この法案によって登録を要する業者の数の数というものは全国でどれくらいになっておりますか。あるいはその業者の従業員数、あるいはまた資本金の規模別、こういうようなものはおわかりですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) これは私の資料がやや古いかもしれませんが、電気工事士という資格を持った人は、いまのところ二十万人以上あるわけでありまして、そうして電気工事業者が集まってつづいておられます全国組織である全日本電気工事組合連合会というのがありますが、業者の数は三万六千軒ということになっております。そうして五人規模以下の業者がそのうちで八一%、工事士五人規模以上の業者が一九%、大体こういう色分けになっております。

○竹田現照君 この電気工事士の免状を持つていなければ電気工事の作業に従事できないと、こういうことになっておりますが、現在でも電気工事士の資格を持つていたのが先ほどお答えになった二十万人と、そういうことですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) そういうことでございます。

○竹田現照君 電気工事業者は、各営業所ごとに電気工事士の免状の交付を受けたあと、三年以上の実務経験を有する電気工事士を主任電気工事士として置かなければならないということが十九条に書いてありますね。そうすると、この規定と、消防設備士だとかあるいは危険物取扱主任というものは、資格を取ったらずぐ仕事ができるという

のもありますね。そういうものと比較した場合に、ちよっときびし過ぎるんじゃないか。これは保安確保という面からそのくらいきびしくしなければならぬ、そういう意味でそういう強い規制をされたんだと思えますけれども、そういうふうに理解してよろしいですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) 御指摘のとおりでございます、この十九条で置いておられます主任電気工事士というのは、あくまで保安確保のために必要だ、こういう観点で置いたのでありますし、あるいは営業所ごとに置かなければならないという点につきましては、きびし過ぎるではないかという議論もありましたが、保安確保という面からいいますと、やはり営業所ごとにおつてもらいたほうがより国民のためになる、こういう判断で営業所ごとに置くことにいたしております。

○竹田現照君 これはまた逆に解釈すると、既存業者の権益を守るために制限、規制というものをきびしくする意味でこういうふうな規定をしたんだと、そういう解釈ができないわけじゃないんですけれども、その点はどうか。

○衆議院議員(海部俊樹君) これは主観の相違でございますので、私どもはそういうふうな考え方できめたわけでは決してございませんが、そういう御批判があるいは起こるかもしれません、そういう加えて申し上げます、既存の業者の権益保護ということよりも、やっぱり国民の保安確保のためにこの程度まではしなければならぬ、こういうことであります、当初は、やはり電気工事士は三人くらいおつたほうがより保安確保になるのではなかろうか、あるいは七年以上の経験を持つた人が絶対に必要であるとか、いろいろきびしい条件をつけておりましたが、それでは既存の業者保護的なものも強くなつてきますし、ときには憲法違反の疑いすら出てくるという御指摘がございましたので、ここで妥協したという言い方が悪いですが、三年、一人ということに修正してきたいきさつもございます。

○竹田現照君 ここで言うところの実務経験とい

うのは、同じ場所につとめていなければならぬのか、あるいはまた転々と歩き回ってもいいわゆる三年というのがあるのか。その場合、同じところにいれば証明が簡単だけれども、転々と渡り歩いて年数になったという場合の証明のしかたというのはいくらにしろあるんですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) 一カ所に三年間おつてもうの望ましい、理想の姿であることは間違いないけれども、それはいろいろ問題等もございまして、この解釈としてはどこへ転々とされても三年間に至るところの経験が積み重なればかまわないという判断であります。どこで証明するかというところは、実はそこまで詰めて考えたことはなく自身でいせんけれども、雇者がいつからいつまでどこにいたという証明を書くなり何なりの方法で三年間雇用関係にあったというようなことを立証するような方法をとったら解決できるんじゃないか、こう判断します。

○竹田現照君 これは通産省、どうですか。この法律ができたら通産省が実際やらなければいかぬわけだけれども、私がいま言ったように転々と歩く場合の証明の方法というのは非常にむずかしいんじゃないかと思うんですけれども、すし屋の職人のように一カ所に半日いたという事はないでしょうけれども、こういう場合、どういうふうな証明をされるのか。

○政府委員(馬場一也君) これは竹田先生御指摘のとおり、三年間の実務経験と申しますのは、一カ所にいなくても、いわゆる転々といたしまして、電気工事士の仕事に通過して三年間以上の経験があればいいわけでございます。その通算して実務経験があったかどうかというこの認定は、住民登録でございまして、いろいろなことによりまして都道府県知事に認定をいたしていただくようにしております。

○竹田現照君 どうも住民登録でその実務に携わったかどうかというのを判定するということは、これはなかなかちょっと私も理解できませんけれども、そうすると、これはあまりまたその点

についてははっきりしていないというふうに私は理解しておきます。

次に、二十四条で言うところの、「電気工事者は、その営業所ごとに、絶縁抵抗計その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。」というふうに書いてありますけれども、通産省令で定める器具というのはどんなものなんですか。あるいはまた現在営業している電気工事業者というものは、二十四条で言うところの器具というものは当然備えておられるんじゃないかと思いますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(馬場一也君) この二十四条の省令で定めます器具と申しますのは、大体絶縁抵抗計でございますとか、あるいは絶縁抵抗計とか、あるいは通電試験器等を省令で定める考えでございます。なお、現在でございます電気工事業者は、これらのものを備えておられるはずでございます。

○竹田現照君 これはかなり経費がかかるものなんです。この考えられるものは。

○政府委員(馬場一也君) 大体これらのものを全部合わせまして数万円程度の器具でございます。これははいわゆる電気工事業者を営みますものとして当然営業上必要な器具でございますので、現在の電気工事業者はこれを当然持っておられるわけでございます。

○竹田現照君 この二十六条の「帳簿の備付け等」というのは、これは具体的に、あれですか、あまりめんどうなことじゃなくて、小さな業者でもあまり労力その他というものをかけなくてもできるといふような、きわめて簡単と言つてはなんですか、あまりむずかしいものではない、そういうふうなことを考えていいのですか。

○政府委員(馬場一也君) これも省令で具体的に定めるつもりでございますが、先生おっしゃいましたように、もちろんそう複雑なものも考えておるわけではございませんで、大体考えといたしましては、保存期間は五年程度、それから記載すべき事項といたしましては、その作業者それから主任電気工事士それからその工事業者として請け負

いました工事の施工月日、施工経費、工事の内容、施工いたしました場所の配電図、それから検査の結果を記録してもらつていう程度のことを考へておまして、そう複雑なものを要求するつもりはございません。

○竹田現照君 次に、二十七条の「危険等防止命令」ですけれども、電気工事業者が電気工事を粗雑にしたとか、あるいは危険や障害の発生するおそれがあるとか、こういう判断を通産大臣あるいは都道府県知事がやることになっておりますけれども、その判断の方法ですが、これはどういうふうにしてやるのですか。

○政府委員(馬場一也君) こういうものは通産大臣または都道府県知事が命ずるわけでございますが、命ずる場合の基準といたしましては、大体電気事業法に技術基準というものがございまして、こういう命令をする必要がある場合であるかどうかという判断をするわけでございます。

○竹田現照君 大臣や都道府県知事がそういうことを命令をするというその判定ですね、それを具体的にどういうふうにしてやるのか、これは二つに分けてございまして、大臣と都道府県知事と。この点をもう少し具体的に説明してもらえませんか。

○政府委員(馬場一也君) この法律に、大臣もしくは知事のいわゆる立ち入り検査権限というのがあるわけでございますが、そういう立ち入り検査等によつて電気工事業者の仕事をやっておりますところを検査をいたしました結果、ただいま申しましたように、電気事業法にきめまわすいわゆる技術基準に適合させますために、こういう危険防止のための命令をしなければならぬという事態がございましたらば、それに基いて命令をすると、こういうことでございます。

○林虎雄君 関連をして御質問いたしたいと思いますが、最近の一般家庭の配線等が非常に多く

なつてまいりました関係で、危険防止、そのためには専門家によつて電気工事をやらせろという規定のようでありまして、最近、確かに家庭でクーラーとかあるいは電子レンジとか大型のカラオケテレビとか、そういうものがかなり入つてまいりまして、配線工事というものは十分でない限りならぬと思つて、この法律案を提案した理由として、おそらくその事故防止という点に重点を置いておると思つて、最近のクーラーなりレンジなりテレビなり、その他最近の電気製品等の家庭内に入つた後における事故というものは、一体、相当顕著になつてきておるのか。そういう事故が多くなつてきておるがゆゑにこの法律案が提案されたと理解されるわけですが、その状況について承りたいと思つておる。

○政府委員(馬場一也君) これは通産省でございまして、電気工事業者から報告のございました電気事故統計によりますと、感電事故でございますが、これは大体四十一年が七十六件、四十二年が八十二件、四十三年が六十件というように、まあ一進一退というふうな状況でございます。そのうち、いわゆる電気工作物の不良ということに起因いたしますものは、四十一年が十件、それから四十二年が十九件、四十三年が二十六件というふうな、少しずつふえてきておるような状況でございます。それから一般の建築物におきます電気による火災の事故統計でございますが、これは消防庁の作成いたしました火災年報によつて見ますと、年間四十一一年では四千四百六十六件、四十二年が四千三百四十一件、四十三年が四千二百五十二件というふうな件数になつておりますけれども、このうちで、まあ電灯電話等の配線、それから配線器具、それから漏電により発熱しやすい部分の事故等を大体加えて見ますと、これらの三つの理由によりまして、四十一年におきましては大体七百五十件ぐらい、それから四十二年がこれまた大体七百六十件ぐらい、それから四十三年も大体七百六、七十件というふうな状況で、必ずしも激増しておるわけではございませんが、あまり

○林虎雄君 四十一年以降三カ年くらいの統計でありますが、一進一退で、特に事故が激増したというわけではないわけですね。まあこれの数字でありますけれども、最近の一般家庭で電気を多く使うようになったそれ以前の統計というものはあります。つまり四十年前以前ですね、そういうものがあつたら、特に多くなつたためにこの法律の必要が生じたということであろうと思いますが、それ以前の統計がありましたら聞かしていただきます。

○政府委員(馬場一也君) 四十一年以前の感電事故なり電気火災事故の統計は、ちよつと手元にございませんで、後ほど御報告申し上げますけれども、いま言つたように感電事故なり、あるいは電気火災事故の、すでに起こりました数字につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、こういうことが起こりますのは、結局、その分だけ何らかの意味で電気工作物あるいは電気工事に起因するわけでございますが、その端緒にいたりますともとの電気工事それ自身のよしあしということにつきましては、先ほど竹田先生の御質問にお答えいたしましたように、電気工作物が設置をされますときに、電気事業者が通電前に調査をいたしまして、その結果全国的に申しますと、約年間二十万件くらいのものがそのまま通電しできないで、もう一べん再調整してから通電しなければいけないと、こういうようなことになっているわけであります。これは当初の結局電気工事にふくみがあるわけでありまして、電気工事業者自身がよりよい工事をやることになれば、それだけのものが未然に防止をでき、早く通電もできますし、したがって後々の事故も少ない、こういうことにならうかと思ひます。

○林虎雄君 最近特に激増したために、この法律案を提案したというのではなく、すでにいまの数字からいけば、当然以前に十年でも二十年でも以前にこの法律があるべきだと、そういう解釈にな

○衆議院議員（海部俊樹君）これは提案するときに、まずいふ議論した問題でございますので、お答えさせていただきますが、実は建設業法ができますときに、先生おっしゃったのと同じ議論がございます。いまして、当時商工省と言っておりましたが、そこに電気工事業を業として規制する法律がございます。ませんでしたために、建設業法の中に電気配線工事を入れておくけれども、商工省のほうで、電気配線工事に関する規制の法体系は一日も早く整備して国民の保安確保に資すべきであると、そのために建設業法の中で預かっておくという覚え書きが当時の通産省と建設省でなされておったわけがあります。ただし電力会社が最終的な保安責任を

持って取りましたので、一応それで国民が直接被
害を受けるということが少ないような関係から
か、この問題がおざなりにされてまいりました
が、新電気事業法が通りました、占有者に最終責
任がまいりましたので、これはほうっておくこ
ともできぬという考え方に立つて、私どもが部会
でこの法案をつくらなければならぬと、こう思っ
てまとめ始めたわけであります。先生の御指摘は
そのとおりだと思います。

○竹田現照君 先ほど海部さんがおっしゃった苦情処理云々というのは、三十三条に言っている苦情処理だと理解しますが、具体的にどのようなことになるんですか、これは。

○衆議院議員(海部俊樹君) これは苦情処理方法にもやはり建設業法にある苦情処理部分の方法と、消費者保護基本法にある方法と二つございまして、どちらをとるべきか、いろいろな議論したのでありますが、家庭の電気配線工事というのは、あまり大規模な大がかりな時間のかかるものではないわけでありますので、苦情が早く解決されるために、私どもの考え方では、県なり通産局なりの窓口、その苦情受付の専門員を置いて、そ

○竹田現照君 最後に、いま林先生のお尋ねの中にちよつとありましたけれども、電気の日進月歩というか、こういうもので、電気工事士の資格が一ぺんととられたら、死ぬまでそれがあるんだという状態の中では、こういう技術の進歩に伴つて、必ずしも電気工事士の知識なり技術なりというものが一定でとどまつていることを許さないと思うのですね。そのような場合、そういうことに對処して再教育なりあるいは追加試験というわけにはいかぬでしょうけれども、そういうような問題というのは当然に配慮すべきだと思いますけれども、その点についてはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○衆議院議員(海部俊樹君) これはむしろ電気工事士法の問題にからんでくるかと考えますけれども、ライセンスを一度取つたらそれが死ぬまで更新も書きかえも何もないというのはいささかなまぬるいのではなからうかと、こう考えますので、あるいは運転免許証のように定期的に更新をするとか、あるいは講習会みたいなものをときどきやつてみるとかいうことは絶体に必要だと私は判断しております。

○竹田現照君 それは通産省のほうで再度お答えください。

○政府委員(馬場一也君) いま先生お答えのとおりでございます、この電気工事法というのは

三十五年にできた法律でございますが、その後十年近くたっておりまして、いろいろおっしゃいますとおり、その後の技術の進歩とかいろいろな変化がございますので、この法律の改正なり運用につきましては、いろいろな各方面の御意見を聞きまして、もう少し前向きに考えておるわけでございます。問題点といたしましては、電気工事士の免状を交付します交付年齢というのにいま制限がございますが、こういう点をどう考えるかとい

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(大谷藤之助君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後二時四十二分開会

〔理事大谷藤之助君委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) これより商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電気工事業の業務の適正化に関する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢追秀彦君 この電気工業業の業務の適正化に
関する法律案、これを議員立法として提出された
理由はどういふところにあるのか。通産省と建設
省の話し合ひで出せなかつたのか、そういう理由
で議員立法になつたのか。その点はいかがですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) 御指摘のように、この法案を最初国会へ出しました当時の内容と現在の内容は幾らか違つてきておりますので、当初出しました内容のころには、通産省と建設省の話し合いがつかなかったものであります。そこで私どもは、通産省と建設省の話し合いがつかないからといってほうっておくべき性質の問題ではないと、こゝう判断いたしましたので、議員立法に踏み切つた次第であります。

○矢追秀彦君 ということは、その行政府の二つ

の省の話し合いのつかないところを議員立法で埋めたと。そういうことは、結局、要するに行政府というものがそういう連絡がとりにくいと、そういう点は行政府自体が完べきでない、特にこの問題に關して。そういうふうに断定をしてよろしいわけですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) 大筋においてはそれでいいんだらうと私は思うんですが、ただ一つ、正直に申し上げると、通産省内部にも、当初、私どもの用意しました原案には直ちに賛成しかねるという空気もございましたし、内閣法制局と通産、建設等の中に入れて話し合いをしていただいたこともありますが、お互いにいろいろ意見の食い違い等があった、政府提案に踏み切ることができなかったというところが率直なところだろうと思ひます。

○矢追秀彦君 それは、議員立法のあり方というものがあるかという、そういう別にきめた点はないと思うんですが、そういうようなところで政府が出せなかったから、こちらから出すというふうな法案というの、やはり非常に問題がありはしないかと、そういうふうに思ひます。すけれども、通産省のほうはどうお考えですか、これについては。

○政府委員(馬場一也君) 午前中の御質問に海部先生のほうからお答えいたしましたように、昭和三十三年以来、この電気工業と通産省のほうで法をつくりたいという話があったのでございまして、いまもお話のあったとおり、建設省との間にどうしても役所同士の調整がつかないで今日に至っているわけでございます。そういう段階で、この電気工業の保安の問題は非常に重要でありますので、ただいま先生から御説明のように議員立法というふうに出すということで、通産省のほうも、あるいは建設省のほうもそれで話がまとまりまして提出に至ったと、こういういきさつでございます。われわれとしてはそういういきさつでございますので、この電気工業の適正

化に關する法律が早く成立いたしますことを心から希望いたします。次第でございまして。

○矢追秀彦君 先ほども質問が少し出ておりましたが、この法案の趣旨というものは、あくまでも消費者保護の立場なのか、あるいは工事業者の保護の点にあるのか、どちらを重点に考えてつくられたのか、その点はいかがですか。

○衆議院議員(海部俊樹君) この法律の第一条に明らかに書いてございすように、一般用電気工作物の保安の確保を第一に考えておりました、あくまでもそれが重点でございます。

○矢追秀彦君 これも議論になったことで、少し重複して恐縮でありますけれども、やはり小規模企業の工事業者、この点が非常に登録制になることによつていろいろ問題が出てこないか、この辺が非常に心配されるわけでありすけれども、この登録制という意見が業界の中においてはどの程度いままであったのか、それが今日までの経過を伺いたいと思ひます。と申しますのは、たしかだいたい前になりかたという意見が出て、しかしそれからかなり消極的になつてきた、そういうことを聞いてゐるわけなんですけれども、その点の確かな事情がわかりましたら通産当局でもけっこうでありますから……。

○政府委員(馬場一也君) 私も以前の長い経緯というのは詳しく存じないのでございすけれども、この立法をさるる前の、廢案になりました前の法案におきましては、いろいろこの電気工事士を置く数につきまして、二人以上置くというふうな案がございまして、そういう面の御意見もあつたように伺つております。この法案におきましては、主任電気工事士として各営業所ごとに三年以上の経験者を一人置くという内容になっておりますし、かつまた、この法案が施行されましたときに、現に電気工業を営んでおります者に対しては、経過措置によりまして、そのまま電気工業事業が続けられるように手当をいたしてござ

いますし、かつ、いわゆる一人親方と申しますか、一人で電気工業をやっておられる方につきましては、むしろその方が主任電気工事士の資格を持つておればよいという内容になっておりますので、いわゆる零細な電気工業事業者の営業につきましても、それが無理なく営業ができるように措置は十分講じられておりますので、そういう点につきまして問題はないのではなからうかと、かように存じております。

○矢追秀彦君 いまそういう答弁があらすけれども、実際、小規模の事業をやつていらつしやる方からの意見等は相当伺われたわけですか、この法案の作成にあつて。

○衆議院議員(海部俊樹君) 小規模な業者の保護を十分にしなければならぬと思ひましたので、全日本の電気工業事業者組合に加盟しておる各地区の代表の人々、これらから何回も意見は聴取いたしました。

それから特に、これはよけいなことかも知れませんが、一時、ラジオ、テレビ業者の小売り商の方々とその意見が食い違つたこともございまして、そのときもそれらの方々の意見も十分聞きまして、既得権を侵害しないように法律作成の段階で配慮いたしております。

○矢追秀彦君 この法案が施行された場合、保安の確保ということには目的にはつきりうたつてありますけれども、実際保安が強化されると考へてよいのか、と聞いてもそうだと答えられると思ひますけれども、どういふふうに強化されるかというところがはつきり具体的な形としてあらわれるかという、その点をお伺ひしたい。

○衆議院議員(海部俊樹君) この法律はあくまでも火災が起らないように予防をし、状況の先取をしようという考え方でありまして、この法律ができましたら、手のひらを返したようにどうなるかとおっしゃると、これはまことに答えにくい点でございす。言へば、この法律全体の精神といひますか、工事をやるにあつていろいろ使わなければならない器具であるとか、ある

いは主任工事士がおらなければならぬとか、配線系統図を備へつなければならぬとか、器具を持たなければならぬとか、いろいろなことが規制されておりますので、この法律に言つております規制事項を全部忠実に守つていくということは予防につながるものであると、この判断しておりますので、この法律のことを業界の皆さんがこれとお守つてやつていただいたならば、少なくとも幾らかの事故が防止できることは確実になる、こういうふうに判断をいたしております。

○矢追秀彦君 この保安の不始末からくる電気災害についての補償の問題でありますけれども、この電気業者と工事業者、その間に責任分野というのは明確になつておりますかどうか、通産省の方でけっこうですか。

○政府委員(馬場一也君) この法律ができましたら、先ほどもお答えしたのでございす。電気工事業者は一定の帳簿を備へつけまして、いろいろの工事をやりますと、工事の施工の内容でありますとかあるいは日付でありますとか場所とか、そういうような帳簿をはつきりして、やつた工事の内容が明らかにする状態にして置くわけでございます。それで、そういうことにして電気工事が行なわれますので、もし將來一般用電気工作物について電気事故が起りましたときには、現在よりは、少なくともこの事故が電気工事の不備に起因するものであるか、あるいはそうでないのかということが、いままでよりははつきりしてきりするであろうというところで、そういう点で電気事業者の責任、あるいはその工事をやりました電気工事業者の責任ということがはつきりいたすと思ひます。したがひまして、逆に言ひますと、電気工事業者は誠実にその仕事をやることにならうかと思ひますし、そういう点で非常に業者の關係は明瞭になるかと思つております。

○矢追秀彦君 これは通産省にお伺ひしますが、法案と直接関係ありませんけれども、最近都市の郊外における自動車事故による配電線の停電が非常に増加してゐる。これはやつぱり用地の事情

○政府委員(馬場一也君) 各電気事業者は、いろいろ電気事業法あるいはそれに基づく規程の立場から、毎年の作業停電なりあるいはいわゆる事故による停電等、電気の質に関係をいたしますのことで、これがある一定の目標をきまして、それ以

すと、数かふえるのはある程度ブレイキがかかるかもしれないが、それはそういう数の問題と質の問題とバランスにかけてみた場合に、やはり質の問題を重視すべきだという判断でこういう規制をいたしたんでありますから、ある程度は公共の福祉のためにやむを得ないことではなからうか、こういう考え方を持っておりますが、それによつて著しく家庭生活に対するサービスが低下するとは考えておりませんし、特にそのためにラジオ・テレビ屋さんの工事というものを除外しておることは、そういった日常生活のサービスが低下しないようにという配慮でございいますので、そういう点はお認めをいただきたいと思います。

にやりますと同時に、各都道府県に對しまして、この法律に基づく仕事をしていたがための必要な準備体制をきめていただくように、都道府県に對しましていろいろ通牒等によりましてお願いをいたしましたと思いますし、また、こゝしは何ぶんにももう年度が始まっておりますのでむすかしだけかと思ひますけれども、来年度以降はできるだけひとつ各都道府県ごとに標準的な法律施行の事務量というものが御相談をいたしまして、各都道府県のいわゆる事務の計算といひますか、交付税等の計算によりますいわゆる都道府県の標準的な事務というものはじき出して、都道府県でやっていただく仕事が人的にも経費的にも確保

律によつて一定の資格を持つ電気工士を置いて、新たにつまり登録を受けられる方の件数は必ずしも当初の年であるから非常に一時的に殺到するといふ事情にはないんじゃないかならうかと思つておるわけでございます。いずれにいたしまして、先ほど申しましたように初年度でございますし、この法律が年度半ばにできまして、こゝしは確かに仕事をやっていただく都道府県にかなりいろいろお願いしなければいかぬ面があるかと思ひますけれども、逐次ひとつ都道府県と御相談いたしまして、できるだけ円滑に仕事を進めていっていただけるように御相談いたしたいといふふうな思つておるわけでございます。

○矢追秀彦君 それから法案の中身に入りますけれども、第三条の「電気工事業者の登録の有効期間は、五年とする。」となっておりませんが、これを五年とされた理由について伺います。

○政府委員(鹿場一也君) この登録に有効期間を設けましたのは、登録をして一定の年数がたちますと、新電気工事業者のところに置かれております主任電気工事士等の異動等、いわゆる当初登録を受けた実態と乖離するような状態が起こり得ますので、五年ごとに一べんずつ見直しをいたしまして、引き続き登録を受けたときの当初の条件が維持されておるかどうかということを確認をする意味でございます。その期間を五年にいたしましたのは、この法律によつておるわけでございましたが、登録にいろいろ有効期間をつけてやっております例といたしましては、たとえば建設業法による建設業者の登録の有効期間は二年あるいは計量法による製造業者の登録はたとえば十年に一べんずつ見直しをするという各種の立法例がございますが、この法律では一応五年というようにきめてあるわけでございます。

○須藤五郎君　まず最初に伺いたいのは、これは議員立法ですね。政府は何で政府の責任においてこの法案を提案しなかったのかという点が一点です。議員立法にはよい面と悪い面とあると思うんです。各党が相談しあって、これはよい、これは国民のためにプラスになる法案だという結論のもとに各党が議員立法で提案する法、これはよくはよい例だと思うのですが、ある議員の所属する会派とかある議員の考えでそういう面の利益というものを出してきた議員立法は、私はこれは悪い議員立法だと思うのです。この法案を見ても、私は残念ながら悪い面に属する議員立法だという感じがするんですよ。そこでこういう質問をするわけですが、何で政府はこれを政府提案の法案としなかったのか、なぜ議員立法にまかしたのかと、こういう点説明してください。

○政府委員(馬場一也君)　先ほど来お答え申し上げておりましたように、通産省におきましては、

電気工事の保安を確保するという見地から、いろいろ電気用品取締法なり電気工事士法というようないろんな法律がございますけれども、結局電気工事をする企業でありますところのこの電気工事業

自身の規制をいたしませんと、保安の確保が十分でないという見地から、電気工事業の保安を目的とする立法というものをかねがねから考えておつたいきさつがございます。しかしながら、一方電気工事業は工事業の一種でございますので、御承知のように建設業法という一般法の中に電気配線業としてその一環になっておりまして、通産省が電気工事業だけを抜き出していろいろ登録制なりその他保安規制の立法をいたしますときには、建設省とのいわゆる権限調整と申しますか、両省の話し合いがいずれにしても必要になるわけでございまして、それに過去非常に長い期間調整をはかってまいりましたけれども、残念なことに両省の間でその調整がどうしてもつきませんで、一方電気工事の保安の目的はゆるがせにすることができないというようないきさつから、議員立法ということでお取り上げをいただきましたまして、両省の閥

を調整していただいた、こういういきさつでございまして、通産省と建設省との間の調整がつかないことが一つについては、私も非常に残念に存じますけれども、経緯はそういういきさつで議員立法になっておるわけでございます。

○衆議院議員（海部俊樹君） 議員立法にいたしました理由は、いま大体申し上げたとおりであります。おそらく先生の御指摘は、自民党の議員ばかりで提案しているからよくない議員立法である。われわれも当初は、委員長提案のような形になればと思つて、衆議院のほうで各党の代表の皆さん方にいろいろ案を示して御相談いたしましたことがございます。なお率直に申し上げますと、これは与野党の皆さん方の御意見を聞いて、七項目に及ぶ修正等を完全にいたしました内容になっております。ですからわれわれは、わが党だけの提案になつたことはたいへん残念でありますけれども、その出し方だけによって、これはいい議員立法悪

い議員立法ときめつけられることはたいへん残念であります。内容は一党一派に片寄ったもので、絶対にございませんで、御理解をいただきたいと思ひます。

○須藤五郎君　いま政府答弁を聞いていると、建設省との間の調和がとれなかったために議員立法法にしてもらった、こういうことですが、そうすると、この法案の成立自体に、政府部内のなわ張り争いといえますか、官僚のなわ張り争いと言われちゃうような、そういう変な面が、ここに、もう提案する前からそういう状態の中で提案されているということがはつきり言えると思うのですよ。そうなりますとね、この法案がはたして成立した暁、建設省と通産省の間で円滑にこれが運営されていくかどうかということに対して、やはり懸念をしなくちゃならぬ。

それから先ほどの提案者の意見ですがね、ほんとうにいい議員立法なら、野党の諸君も全部賛成すると思うんですよ。野党の議員が共同提案者にならぬということに、私、この法案のやはり問題点がある、こういうふうに思いますよ。

○衆議院議員(海部俊樹君) 前段で御指摘の通産省と建設省のことに關しましては、私ども法案を提出いたします以上、そのことによって両省の間にいろいろな問題が残つてはいけなと思ひましたので、私どもの与党内におきまして、商工部会と建設部会の正副部会長會議に通産省及び建設省両方來ていただいて、それぞれの意見を全部聞いて、そしてこの法案の最終的な詰めの場合に、両省の意見を全部取り入れまして、建設業法との、特に主として二重規制の問題が両省の間ではこれまでわだかまりになつていたようであります、それは二重規制の問題を完全に避けるという法律内容に修正するとともに、両省の覚え書きをさちつと交換してありますので、この法案を提出する前の段階において、わだかまりは完全に解消しておる、こういうふうに判断しております。

○政府委員(馬場一也君) 補足して申し上げますが、いま先生のお話にありましたように、この法

案が議員立法として提出されるということがま
りました昨年でございますが、通産省、建設省の
間におきまして、この法案の成立運用につきまし
ては両省協力をするという了解ができておりまし

て、先生御心配のようにこの法案ができてしまつたら両省の間で運用にあたつてわだかまりといひますか、ふぐあいが生ずるようになっておられないことを申し上げます。

○須藤五郎君　そういう話し合いがちゃんとついでるなら、なぜ議員立法にするんです。それならもう通産省と建設省の間に話し合いがついてゐるならば、政府提案の法案としてちゃんとできるじゃないですか。そこらがどうしても私には理解できません。話し合いがついてないからこういうことになつてゐるんじゃないですか。ついたら一本にしたらいいいじゃないですか。

○衆議院議員（海部俊樹君）　私どもは本来議員立法は政府提案の法律より下につくものだといふうには考えたくございませんで……。

○須藤五郎君　もちろんそうです。

○衆議院議員（海部俊樹君）　話をつける努力は懸

命にいたしますが、話がついたからといって、じゃ今度は政府提案に途中で切りかえようということはいろいろ抵抗等もありまして、話はつきますが、議員立法でせっかく出してお願ひして、この六年間、野党の御意見を聞いて三回も修正してきた内容でありますので、議員立法で今国会やらせていただいた、こういう経過になっております。

○須藤五郎君　もう二点だけ質問しますが、電気工事士についての保安上の重大な問題があるとするならば、電気工事士の資格内容をきめておるところの電気工事士法、これを改正するなり、工事そのものを規制する各種の法律を改正することとも私は必要ではないかと思うんです。とするならば、これは明らかに政府の責任で法律の改正なり提案をすべきではないか、こう私は考えておるんですが、どうですか。政府並びに提案者の意見を聞いておきましょう。

○政府委員(馬場一也君)　電気工事士法という法

律がございすけれども、電気工事士法はその目的にも書いてございすように、いわゆる電気工事の作業に従事する人の資格あるいは義務、一定以上の資格のある人でなければ電気工事にタッチしてはいかぬという、作業に従事する人の資格をきめた法律であるわけでございます。先ほど来お答えいたしましたように、そういう人の資格なり経験なりのきめ方、与え方につきましてもいろいろ現行の電気工事士法のためでいいかどうかという点は、われわれ事態の推移に伴いまして絶えず検討はいたさなければいけません、いずれにいたしましても、電気工事士というのはそういう性格の方である。しかし、電気工事そのものは、われわれ一般家庭の人が電気工事を頼みますときには結局電気工事士に頼むといひますより、電気工事士を雇用してやつております電気工事業者に頼むわけでありまして、電気工事業者そのものの規制と保安の面からする規制というものがございせん、どうも電気工事士の資格なり何なり、作業に従事する人の規制をやつただけでは十分でない、こういう法の目的そのものが違つてございまして、この法律は、いわば電気工事士を雇用いたしまして電気工事を業としてやるわれわれの相手方になるものについて一定の主任電気工事士を置くなり、いろいろなことをやつてまいりたいということを要求する法律でございすので、法の領域が若干違ふんじやなからうか、かように考へておるわけでございます。

○衆議院議員(海部俊樹) ただいまの御指摘の点は、この法案だけでは不十分であるので、工事士法とか電気用品取締法とか、そちらのほうの至らない点も改めるべきではないか、こういう御趣旨の御質問と私は受けとめておりまして、御指摘のように、この法案だけがございまして工事店というものを規制いたしましても、工事士法にも私はやや至らない点があろうかと思ひます。たとえば諸外国の立法例とか、あとのいろいろな何々士という、士法と比べましてどうも条件がゆるやか過ぎるような感じもいたしますし、あるいは電気

用品取締法でも、この間電気蚊取り器の漏電事故で子供に一人犠牲者が出てから一部改正をいたしたような点もございまして、至らない点もたくさんあると思ひます。たとえば工事士の免許の更新制度なんか取り入れなければならぬだろうし、新しい技術に対する訓練、教育等も受け入れていかなければならぬと思ひます。これらのことは、この法律と合わせて解決をしていかなければならぬ問題だと私は判断いたしてあります。

○須藤五郎君 議員立法されたあなたの立場では議員立法が政府立法よりも下だとか、そんなことを考へているんじゃないんです。議員立法には、政府提案の立法よりもいい面もあるわけですね。いい面があると思うんです。しかしまた悪い面もある。その悪い面がここに出ていふといふことを私は言つてゐるんじゃない、すべて政府提案でやれと言つてゐるんじゃない。政府提案必ずしもよくない。政府提案はこれまでの私たちの観測するところによると非常に悪いやつがたくさんある、こういうことも言えるんですね。それからいま規則の改正強化というようにもあれなおつちやいましてけれどもそれと必ずしも規則を強化して規則でがんじがらめにしていけといふことを私は言つておるんじゃないんです。そういういろいろな矛盾を私は言つてゐるんであつて、規則さえ厳重に強固にしていつたらすべての問題が解決するということを私は言つてゐるんじゃないから、そういうふうな誤解はしていただきたくないんです。

ましても、第一に工事業者の団体などによる権益の保護に連なるんではないかという点、一つあります。もう既成事業をやつてゐる人たちの利益を守るためにこれから新しく事業を始めようという人を閉じる、排除していくというための面があるという点です。第二に、三年間の実務経験といふことによりまして、従来ならず自営も可能だ、自分で経営することも可能な人が、三年間は被雇用者として安い給料で働かされると、こういうことも起こつてまいります。これが第二の問題だと思ふんです。第三の問題は、こうした結果、国はみづから定めたところの電気工事士の資格、免許の権威を否定することになるんじゃないか、こういうふうには私は考へますが、それに対して、提案者及び政府の見解を聞かしていただきたいと思ふんです。こういう点から、私は今度の議員立法がよくない法案だと、こういうことが言えると思ふんです。

○衆議院議員(海部俊樹) 御指摘の理美容師法案との対比に關しましては、私も当該委員会の委員でございせんので内容を熟知いたしておりますが、ただこちらは人の命に關する業でございまして、向こうは顔や頭を、こまばは悪いが、きれいにしようといふことでございまして、人命といふものに關する角度が根本的に違つてゐると思ひますし、たまたまその経験年数が三年といふことは、おつちやうに完全に一致してゐることは、ねらつております角度が全く違つてゐる点の一つあるのではなからうかと判断いたします。それからなお私どものほうは、理・美容師会が全国でどういふ反対をしたかわかりませんが、全国の電気工事業を現に営んでいらつちやうの方の中に、表立ってあからさまに反対していらつちやうの方はないのではなからうか、こういうふうな判断をいたしてあります。

業所等には必ず三年以上の経験者がおらなければならぬという規則がございまして、タクシイ会社でも五台以上あるところは運転経験三年以上の者がおるわけですし、建設業のほうではすでに以前から三年以上の経験を持つ主任技術者がおらなければならぬとか、いろいろそういう経験に尊重する制度といふものが日本や諸外国にもずいぶんあつたわけでございます。それは個人が試験さえ受かつたら憲法上認められた職業選択の自由があるんじゃないか、それを不当に三年間制約するのじゃないかと、いろいろ議論もございまして、われわれも検討し判断いたしましたところでございますが、結局わが国の電気工事士法というのは、いま最も低い次元で言いますと、新制中学を卒業されて一年のボーケーショナルトレーニングで十六歳で工事士になることができる。十六歳の人を疑つたり、いけないというのでは決つてありませんが、わが国の法体系からいって、これを未成年者といふ扱いをして、権利義務の主体として認められておらぬ人がそつちやいこと技術者になつてしまふこと自体、再検討しなければならぬ問題があるのではなからうか、こういう角度等から判断しまして、いろいろな角度の関連から三年ぐらゐの経験が管理技術者には適當であらう、こうした判断をいたしたわけでありまして、本来ならば経験は七年ぐらゐあつたほうがいいとか、工事士の数も理美容師・美容師の方のように三人ぐらゐはおつたほうがいいとか、いろいろ議論したことはございまして、それは零細業者の弾圧になるのでやめたほうがいいといふことで引つ込めた、こういう経験等もございまして御指摘のような問題点が起らないように十分配慮して修正もし、やつてきたつもりでございます。御了解願ひます。

○政府委員(馬場一也君) これは海部先生の答弁で尽きてゐるかと思ひますけれども、電気工事士といふものは作業に従事する立場にある人でございまして、主任電気工事士といふのはいわゆるそういう作業をする人を管理すると申しますか、いわゆる管理技術者といふ面でございますので、結局

電氣工事士の資格を持つ人が一定の経験を経て初めて今度は電氣工事等の電氣工事士を管理する技術者になれるのではなからうか、こういう点で両者の間におのずから資格の相違があるうかと思ひますので、電氣工事士法という一つの法律があれば、あるいはその内容を変えれば足りるのだという問題ではないような感じは私はいましております。

○須藤五郎君 政府が電氣工事士という試験免許を与えているのでしよう。その与えている免許に、なお三年の年期といひますか、それを要するといふことは、このせつかく与えた電氣工事士の免許の、私は權威を落とすものであるし、また、その試験を受けるために勉強して、やっとこれで一人前で自分がひとり立ちになって仕事ができる、こういうふうに思っている人を、なお三年間安月給でほかの店で働かす、こういう結果がくるのですよ。それは働かせるほうはこれは得します。ちゃんと資格を持った人が三年間安月給で働いてくれるのですから。そんなけつこくなことは、ない。だからそういう人を働かせる側の人たちはみなこの法案に賛成なんです。ところが働く者の側になればこの法案に反対なんです。私はそういうのが、あなた一人も反対意見がないなんて、冗談じゃないですよ。たくさんの人からこの法案にぜひ反対してくれと言つて、たくさん請願がきていますよ。そういうふうには利益の対立するような、ある階級には利益になり、ある階級には不利益になるというような、こういう法案を議員立法でやることは、一方の利益になる側の利益を代表するいわゆる自民党さんの皆さんというところから知らぬけれども、やはりそういう形で自民党だけの議員立法ということになると問題がある。だからそういう点で私はこの議員立法は悪い面に属する議員立法だということを申し上げたのでございいます。決してこれはみんな喜んでいる立法ではないといふことは明らかに私は言うことができますと思ひます。——けつこうです。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

〔速記中止〕
○理事(大谷藤之助君) 速記を起こして。
暫時休憩いたします。
午後三時二十五分休憩

午後四時二十八分開会

〔理事大谷藤之助君委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

電氣工業の業務の適正化に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

電氣工業の業務の適正化に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

川上君から発言を求められておりますので、これを許します。

○川上為治君 ただいま可決されました電氣工業の業務の適正化に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党共同提案により、附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同をお願いいたします。案文を朗読いたします。

政府は本案の施行に当り次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、電氣保安協会による定期検査的確に行なわれるよう十分に指導すること。

一、電氣工事士に対する研修、講習等を行なつて資質の向上に努めるとともに、電氣工事士法についても検討すること。

一、本法の運用に当たっては、中小電氣工事店の経営に影響を与えないよう特に配慮するとともに、中小電氣工事店の業務の近代化の指導にあたること。

右決議する。

○理事(大谷藤之助君) ただいまの川上君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よつて川上君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決定のごさいました決議につきましては、政府はその御趣旨を尊重いたしまして行政を進めてまいります。

○理事(大谷藤之助君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査中、当面の石炭政策に関する件を議題といたします。

本日、石炭政策に関する小委員会において、本委員会に対し、石炭政策に関する決議案が提案されました。本決議案につき、この際、川上小委員長により報告を聴取いたします。

○川上為治君 本日の石炭政策に関する小委員会

において、当委員会に対し、左のとりの決議案を提案することとなりましたので、この際、これを御報告申し上げ、委員各位の御賛同をお願いいたします。案文を朗読いたします。

石炭政策に関する決議案

わが国の石炭産業は、第四次石炭政策の実施以来すでに一年を経過したが、その間、閉山規模は予想を上回り、このまま推移すれば、なだれ閉山となり、石炭産業はもとより地域経済に重大な混乱をまき起すおそれがあるなど、わが国石炭産業をめぐる情勢は一段ときびしいものがある。

しかし、エネルギー源としての石炭の地位は低下したとはいへ、石炭の生きる途が開きされただけではない。わが国鉄鋼業等の飛躍的な生産の拡大に伴い、原料としての石炭の地位は高まっており、原料炭を供給することこそ、今後の石炭産業の使命である。

かかる事情にかんがみ、政府は一般炭を原料炭に転換する技術の開発と内外原料炭の確保とに今後の石炭政策の重点を置くとともに、当面の諸対策の実施にむけて努力すべきである。

一、石炭産業審議会体制委員会の答申をなるべくすみやかに得られるよう努力すること。

二、ユーザ側の協力を得て一般炭の炭価引き上げを検討すること。

三、一般炭コークス化の開発を促進するとともに、低硫黄一般炭の確保をはかること。

四、労働力を安定的に確保するため、福利厚生、労働条件等の改善に努めること。

五、炭鉱の自主的保安体制を確立するため、監督指導の強化および助成の拡充についてさらに体系的かつ具体的な対策を進めること。

六、産炭地域振興対策および鉱害対策について、一層の拡充をはかること。

右決議する。

○理事(大谷藤之助君) ただいまの報告に関し、御意見、御質疑のある方は御発言を願います。

す。――別に御発言もなければ、ただいま川上小委員長から報告のありましたとおりの決議を行なうことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よって本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決定のございました石炭政策に関する御決議につきまして、政府は、今後行政を進めます上にその趣旨を十分尊重してまいる所存でございます。

○理事(大谷藤之助君) 次に、請願第一一三五号外四件を議題といたします。

本件につきましては、便宜理事会においてあらかじめ慎重に検討いたしました結果、請願第一一三五号、第一七九一号については、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付することを要するものとするよう協議いたしました。

この際おはかりいたします。ただいまの請願第一一三五号、第一七九一号を採択することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(大谷藤之助君) この際、継続調査要求についておはかりいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もお調べを継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求

書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(大谷藤之助君) 次に、閉会中の委員派遣要求に関する件についておはかりいたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、閉会中に委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣に関する諸般の手續については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第八十条の二により議長に提出する委員派遣承認要求書の作成等も、便宜委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十九分散会

昭和四十五年六月十日印刷

昭和四十五年六月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局